

# 協議会だより

「介護、保育士の賃上げ」  
をめぐり、厚生労働省に  
緊急申し入れ

二〇二一年一月一日付の『共同通信』が、政府が介護職や保育士の賃金を月額で三%程度にあたる約九〇〇〇円引き上げる方針を固めたこと、一九日に決定する経済対策に盛り込み、二〇二一年度補正予算などを財源とするとしていることを報じました。このなかでは、看護師や幼稚園教諭の賃上げも検討していることが紹介されしていましたが、学童保育指導員については言及されていませんでした。一方、同年一月二三日付『朝日新聞』は、「放課後児童クラブで働く人も同様に賃上げする」と報じています。

これらの報道を受けて、各地の学童保育関係者から、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）

事務局に指導員の賃上げを期待する声が寄せられました。そこで二〇二一年一月一六日、全国連協は、「学童保育の処遇改善にかかる緊急申入書」を厚生労働省に提出しました。

要望内容は、つきのとおりです。

「一月一九日に決定される経済対策に盛り込まれる、介護・保育士の賃上げを、学童保育指導員も対象に盛り込まれることを

複数体制を実現してください」

また、自由民主党の国会議員で構成される議員連盟「自由民主党

学童保育（放課後児童クラブ）推進議員の会）に所属する国会議員の方々と懇談した折にも、この要望を伝えました。

同年一月一九日、閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」には、つきのよ

うに記されています。

「看護・介護・保育・幼稚園教育など、新型コロナウイルス感染症への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げに、『学童保育』を加え、す

べての学童保育指導員の処遇改善を行なうことが必要だと考えます」  
公的価格評価検討委員会は、看護・介護、保育などの現場で働く者の収入の引き上げを含め、公的価格の在り方を検討するための会議です（第一回は二〇二一年一月九日に開催）。第二回以降のくわしいことはわかりしだい、お知らせします。

現時点では、学童保育指導員がこの賃上げの対象となるかの確証は得られてはいません。

私たちには、二〇二一年春から、「一人ひとりの声」を国と自治体に届ける取り組みをつづけています（くわしくは本誌二〇二一年六月号の「協議会だより」参照）。これまでに全国各地から、「専門的な知識と技能を備えた指導員が就労を継続できない現状がある」「学童保育指導員の処遇を改善してほしい」という保護者の切実な

た「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に記された「看護・介護・保育・幼稚園教育など、新型コロナウイルス感染症への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げ」に、「学童保育」を加え、す

声が集まっています。

子どもが安心して学童保育に通いつづけるためには、学童保育の役割と生活内容、指導員の仕事の理解を広げながら、指導員が働きつけられる条件を整えていくことが必要です。保護者と信頼関係を築き、共に学童保育の生活内容をつくりあげていくことの大切さなどをたしかめあい、学童保育をよりよくするための取り組みを前進させていきましょう。

## 会計検査院の指摘から …補助金の適切な運用、会計処理を

会計検査院（税金や国債の発行によって国が集めたお金が正しくまた、無駄なく有効に使われているかをチェックする機関）が、二〇一八年度、二〇一九年度に交付を受けた二二都道府県の四七市町村の学童保育を調べたところ、九都府県の一八市町村で、土曜日の開所日数の数え方に誤りがあったことが判明し、二〇二二年

一〇月一〇日、会計検査院法第34条の規定にもとづき、内閣総理大臣および厚生労働大臣に対して、是正の処置を要求し及び是正改善の処置（国と県への過請求の返還）を求めました。具体的な内容はつきのとおりです。

ア 内閣府において、交付金が過大に交付されていた一八市町村に対して、過大に交付された交付金について返還手続を行わせる」と。イ 厚生労働省において、市町村に対するQ&Aにある開所の要件の説明を理解しやすいように集約して示すなどの方法により、利用する児童が少數である土曜日等に健全育成事業を実施する場合の開所の要件を周知徹底すること。

ウ 内閣府において、利用する児童が少數である土曜日等を含んだ年間開所日数が二五〇日程度であったり、利用する児童が少數である土曜日等に合同で健全育成事業を実施した複数の支援単位で年間開所日数等が同じであったりするなどの交付額に影響しやすい場

合に、開所日及び開所時間が開所の要件を満たしているかについて市町村が根拠資料を用いて確認すればよい」となり、市町村が開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているかについて都道府県が必要な審査を行うようにしたとおりです。

例えは「A」と「B」二つの「支援の単位」で運営している学童保育が、利用する子どもの人数が少ない土曜日などに「A」「B」合同で保育を行う際に、「支援の単位」ごとに放課後児童支援員を複数配置していない場合は、「開所の要件を満たしたこと」に該当せず、「A」「B」それぞれの「支援の単位」の開所日数に含めることがあります。

このたびの会計検査院の注意喚起は、厚生労働省が各市町村にそのことを周知徹底することで、開所日の算定は交付額に大きく影響するので、市町村が各学童保育からの申請内容を確認し、都道府県が必要な審査を行うなどの仕組みをつくることを求めたものです。あらためて、補助金の適切な運用、会計処理に努めましょう。

表 過大に交付されていた交付金の交付額  
(平成30、令和元年兩年度の計)

市町村名	過大に交付されている国からの交付金	国と都道府県に返済した交付金の合計
群馬県沼田市	1061.4万円	2122.8万円
群馬県嬬恋村	281.1万円	562.2万円
千葉県君津市	774.5万円	1549万円
千葉県南房総市	170.3万円	340.6万円
東京都あきる野市	194.1万円	388.2万円
石川県金沢市	2535万円	5070万円
石川県羽咋市	32.2万円	64.4万円
石川県志賀町	442.2万円	884.4万円
京都府城陽市	652.3万円	1304.6万円
京都府長岡京市	667.1万円	1334.2万円
兵庫県洲本市	1406.7万円	2813.4万円
兵庫県芦屋市	214.8万円	429.6万円
奈良県大和高田市	214.0万円	428万円
奈良県葛城市	581.4万円	1162.8万円
奈良県宇陀市	285.7万円	571.4万円
奈良県三里町	0.1万円	0.2万円
宮崎県高鍋町	239.1万円	478.2万円
沖縄県今帰仁村	308.0万円	616万円

\*会計検査院資料「内閣総理大臣 厚生労働大臣宛て「放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について」(2021年10月20日付)を元に全国連携が作成。

\*交付金は、国と都道府県と市町村で3分の1ずつという補助率になっています（市町村が補助単価の3分の1の金額を負担して、国と県に申請することで、満額受け取ることができます）。